修学旅行・宿泊学習・合宿等で福島県を訪れる県外の学校の皆さまへ

バス経費の一部を補助します

福島県教育旅行復興事業のご案内

補助の対象期間

2022年 4月1日(金)から 2023年 3月31日(金)までに実施し終了するもの

※実施日を問わず申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第終了となります。

申請書は随時受付中です。
詳しくはホームページをご確認ください。

補助の対象団体と内容

修学旅行・宿泊学習等

合宿

- 「県外の小学校・中学校・高等学校」
- 「県外の中学校・高等学校の部活動」
- 「県外の短期大学・大学等の部活動・正課授業のゼミ・公認サークル」

- **バス1台当たり経費の2分の1、又は地域ごとの補助上限額(別表参照)を助成(1校当たり台数の上限なし)**
  ※ただし、参加人数が10名未満の場合、補助上限額は半額となります。
- **福島県浜通りの宿泊を1泊以上含む場合は、補助上限額に各1万円を加算する**
  ※浜通り(相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村、いわき市)

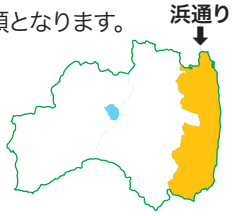

(別表)1台当たりの補助額

区分	補助上限額(新規校)	補助上限額(継続校)
東北	40,000円	30,000円
関東 中部	60,000円	50,000円
北海道 関西 中国 四国	100,000円	100,000円
九州 沖縄 海外	150,000円	150,000円

※新規校とは過去に福島県教育旅行復興事業補助金及び福島県合宿誘致・交流促進事業助成金の交付を受けたことのない学校及び部活動等

申請に関するお問合わせ先

福島県教育旅行復興事業事務局
〒960-2153 福島県福島市庄野字清水尻1-10
TEL 024-563-1172 受付時間 8:30～17:15
FAX 024-502-1187
E-mail fks.kr.rw.office@gmail.com

福島県 バス助成 検索

「福島県教育旅行復興事業」に関するお問合わせ先 福島県観光交流課 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-7398

補助の対象となる行事

修学旅行・宿泊学習等

福島県内に宿泊し、福島県が推進する教育素材を１つ以上行程に取り入れた修学旅行、林間学校、移動教室、宿泊学習、スキー教室等、教職員の引率する学校行事の一環として行われるもの

合宿

福島県内に宿泊し、部活動等の本来の目的である文化活動、スポーツ活動、学習等を行う活動

※中学校・高等学校については、「学校教員以外が引率する場合」は補助対象外となります。

補助の対象となるバス

一般貸切旅客自動車運送業を登録する事業所のバス等

※宿泊施設による送迎バスなど、費用負担が発生しない場合は補助対象外となります。

注意事項

※各種大会、イベント、会議への参加に伴う宿泊となる場合は補助対象外となります。
※GoToトラベル等との併用は可能ですが、バス経費は割引後の額が補助対象となります。
※福島県内の市町村で行っている助成事業との併用も可能ですが、本補助金とそれ以外の助成金との合計額がバス経費の総額を超えない範囲での交付となります。
※福島県が実施している他の補助金と併用して交付を受けることはできません。
※合宿の場合は、同一の年度内において、同一部活動等への補助は1回限りとなります。

福島県が推進する教育素材

1. 震災学習・ホープツーリズム
2. 学校交流
3. 歴史学習・伝統工芸体験・異文化体験
4. 環境学習・自然体験
5. 農村・収穫体験
6. スキー体験

※教育素材の詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

手続きの流れ

※申請書類等は、福島県観光交流課のホームページからダウンロードできます。指定日までに原本をメールまたは郵送で提出してください。

福島県観光交流課ホームページ　福島県　バス助成　検索

申請者（学校・団体の代表者）	必要書類	受付窓口
①補助金交付申請 （旅行開始の10日前までに申請） ※郵送またはメール	福島県教育旅行復興事業補助金交付申請書（様式第1号） 添付書類 ①旅程表（任意様式） ②バス経費の見積書の写し（旅行会社等が発行したもの） ③本事業以外の補助制度等を受ける場合は申請書の写し ④バス経費に減額（割引）がある場合のみ、割引後のバス経費計算表 ⑤補助金申請額計算表 ⑥合宿については、学校公認の部活動等であることを示す書類	②申請書の受付
		③書類の審査
④受　領	補助金交付決定通知書	
教育旅行実施	交付決定後、申請内容に変更があった場合は、速やかに「福島県教育旅行復興事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第2号）」を提出してください。ただし、以下に該当する場合は提出不要です。 <変更承認申請書の提出が不要な場合> ・補助金額の20%以内の減　・申請内容の細部の変更	
⑤実績報告 （旅行実施後30日以内又は対象年度の3月31日のいずれか早い日までに提出） ※郵送のみ	福島県教育旅行復興事業補助金交付実績報告書（様式第3号） 添付書類 ①旅程表（任意様式） ②バス経費の請求書等の写し（旅行会社等が発行したもの） ③本事業以外の補助制度等を受けた場合は実績報告書の写し ④バス経費に減額（割引）がある場合のみ、割引後のバス経費計算表 ⑤補助金申請額計算表 ⑥宿泊証明書（様式第4号） ⑦合宿については、活動内容がわかる書類	⑥報告書の受付
		⑦書類の審査
⑧受　領	補助金の額確定通知書 ※補助金確定額が交付決定額と同額の場合には省略	
⑨補助金の請求 （補助金の額が交付決定額と同額の場合は⑤と同時に提出）	福島県教育旅行復興事業補助金交付請求書（様式第6号） 添付書類 ①通帳の写し（表紙と1枚開いた見開き部分）	⑩請求書の受付と審査
		⑪補助金の支払い
⑫補助金の受領	請求書の受付後に指定の口座へ振込	